

8 - 1 大量破壊兵器およびその運搬手段の軍縮・不拡散

政策所管局課（室）軍縮不拡散・科学部
 軍備管理軍縮課
 生物・化学兵器禁止条約室
 不拡散・科学原子力課
 評価年月日 平成 17 年 5 月

<p>政策の目的</p>	<p>大量破壊兵器およびその運搬手段の軍縮・不拡散を通じた我が国および国際の平和と安全の確保</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>北朝鮮・イラン等による核計画の問題や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロのおそれが生じており、軍縮・不拡散分野において国際社会は重大な挑戦に直面している。かかる状況の中、我が国およびその周辺地域や国際社会全体の平和と安全を確保するためには、大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資・技術の軍縮・不拡散を推進し、我が国の安全保障環境を改善するための施策が極めて重要である。</p> <p>【必要性】</p> <p>自国の安全保障を維持するために軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、各国間で協調して、できれば縮小する方向で、その規模を適正に保持および調整していくことは、それぞれの国にとって利益となることから、我が国にとって必要な政策である。また、大量破壊兵器を保有する国もしくは非国家主体が増えると、それらが使用される恐れが高くなり、世界の多くの地域で、軍事的に不安定な状態が生じることから、大量破壊兵器が国際社会において拡散することを防ぐための政策は必要である。</p> <p>そして、核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的立場を実施する方策の一つといえる。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、日本国民および我が国の利益増進に大きく寄与するものである。</p> <p>【概要】</p> <p>大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資・技術の軍縮・不拡散を達成するために、我が国は、具体的には以下のような取組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大量破壊兵器関連ルールの設定（兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始、核兵器不拡散条約（NPT）¹運用検討プロセスへの積極的参加等） (2) 各国による大量破壊兵器関連ルールの履行確保（生物兵器禁止条約（BWC）²および化学兵器禁止条約（CWC）³の国内実施体制強化のための支援、アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取り組み（アジア諸国を対象とする協議・セミナー等の実施）等） (3) 大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証制度の強化（国際原子力機関（IAEA）⁴の保障措置⁵の強化） (4) 大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置の実効化（NPT運用検討プロセスへの積極的参加、IAEAの保障措置の強化等） (5) 大量破壊兵器関連ルールの普遍化（NPT、BWC、CWCの加入国数増加のための働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）⁶の早期発効のための働きかけ等）
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>我が国および国際社会の平和と安全確保のための軍縮・不拡散の推進のためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。軍縮・不拡散の分野における多国間の枠組みが有効に機能するためには、大量破壊兵器関連ルールの5つの側面（ルールの設定、ルールの履行、ルールの遵守状況の検証、ルール違反の是正措置、ルールの普遍化）がそれぞれ適切かつ有効に機能することが重要であると我が国は考えていることから、右5つの側面に焦点を当てた各種の施策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大量破壊兵器関連ルールの設定 <ul style="list-style-type: none"> (イ) G8先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加 (ロ) ジュネーブ軍縮会議(CD)⁷への積極的参加 (ハ) NPT運用検討プロセスへの積極的参加 (2) 核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

(ホ) 原子力供給国グループ (NSG)⁸への事務局機能の提供

(理由: 大量破壊兵器関連ルールの設定は、G8先進国首脳会議、不拡散シニアグループ、CD、NPT運用検討プロセス、国連総会、NSG等の場で行われており、大量破壊兵器関連ルールの設定に関して非常に重要な兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)⁹、NPTからの脱退の取り扱い、CTBTの早期発効、濃縮・再処理の機材・技術移転に関する制限等が協議されていることから、上記の施策を行うことが必要)

(2) 各国による大量破壊兵器関連ルールの履行

(イ) CTBT 国内運用体制整備・強化

(ロ) 旧ソ連諸国に対する非核化協力事業 (ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」等)

(ハ) BWC および CWC の国内実施体制強化のための支援

(ニ) 我が国の BWC・CWC 履行の経験や知見の第三者への提供

(ホ) 化学兵器禁止機関 (OPCW)¹⁰の機能強化のための支援

(ヘ) アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取り組み (アジア諸国を対象とする協議・セミナー等の実施)

(ト) 拡散に対する安全保障構想 (PSI)¹¹に対する貢献 (各種会合における議論および他国主催訓練への積極的な参加、我が国による初の訓練主催)

(理由: 国際的な軍縮・不拡散の推進のためには各国の大量破壊兵器関連ルールの履行が不可欠である。特に、大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資・技術の拡散は、国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。しかしながら、国際的な軍縮・不拡散体制の強化は十分に進展しておらず、これを強化することが緊急の課題になっている。その観点から、我が国自身の軍縮・不拡散関連のルールの履行および各国の大量破壊兵器関連のルールの履行を支援するために、(1) CTBT国内運用体制整備・強化、(2) PSIに関する各種会合における議論および他国主催訓練への積極的な参加、我が国による海上阻止訓練の主催、(3) ロシアの退役原潜解体協力事業をはじめとする旧ソ連諸国に対する非核化協力事業、(4) CTBTについてグローバル地震観測研修による開発途上国の人材育成、地震観測機器の供与、(5) 第2回アジア不拡散協議 (ASTOP¹²) を主催し、アジア途上国の輸出管理体制への理解の増進のための場の提供、(6) BWC、CWC等の各種国際約束の関連の会合への積極的な参加 (専門家の派遣、プレゼンテーションの実施等) が必要となる。)

(3) 大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証

(イ) IAEAの保障措置の強化

(理由: 我が国のみならず国際社会の平和と安全に対する脅威となっている核兵器の拡散を防ぐには、原子力が平和的目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。そのためには、核不拡散分野の検証メカニズムであるIAEA保障措置の強化が必要である。)

(4) 大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置

(イ) G8先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的な参加

(ロ) NPT運用検討プロセスへの積極的な参加

(ハ) IAEAの保障措置の強化

(理由: 大量破壊兵器関連のルール違反に対する是正措置として、我が国は各種レベルの二国間・多国間協議の機会に、大量破壊兵器関連のルールに違反している国もしくはその疑義がある国に対して、そうしたルール違反を是正するように要請すること等を行っている。例えば、我が国は6者会合、G8の不拡散関連の会合、NPT運用検討プロセス、IAEA理事会等の場において、北朝鮮がNPT上の義務を遵守するとともに、信頼における国際的な検証の下、すべての核計画の完全な廃棄を求めている。また、イランに対しては、G8の不拡散関連の会合、NPT運用検討プロセス、IAEA理事会等の様々な二国間・多国間協議の場において、イランが累次のIAEA理事会決議の全ての要求事項を誠実に履行し、フランス、ドイツ、英国との間で「客観的保証」に合意し、IAEA追加議定書を批准すること等を求めている。)

(5) 大量破壊兵器関連ルールの普遍化

(イ) NPTやCTBTの批准国数増加のための働きかけ及び核実験モラトリアム継続のための働きかけ

(ロ) 核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

	<p>(ハ) BWC および CWC の普遍化のための働きかけ及び支援</p> <p>(ニ) NSG、オーストラリア・グループ (AG)¹³、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)¹⁴、ワッセナー・アレンジメント (WA)¹⁵等の国際輸出管理レジームの強化</p> <p>(ホ) 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC)¹⁶への参加国を増やすための努力</p> <p>(理由：軍縮・不拡散政策の推進のためには大量破壊兵器・ミサイルおよび関連物質の軍縮・不拡散に関連する各種国際約束・規範を国際社会に普遍化させることが不可欠であり、そのためにNPT、BWC、CWC、CTBT、IAEA追加議定書等の大量破壊兵器関連条約の普遍化に努力する必要がある。)</p>																
<p>外部要因</p>	<p>本件政策を推進する上では、我が国の政策以外の各種の外部要因が影響を与える。</p> <p>例えば、</p> <p>(1) 核軍縮および不拡散の分野では、世界の国々が核兵器国、非核兵器国、NPT非締約国 (インド、パキスタン、イスラエル) といったカテゴリーに分類され、それぞれ異なる立場を強くとり、軍縮・不拡散の推進の停滞の要因となることがある。</p> <p>(2) 北東アジア、中東等における不安定な地域情勢は、NPT、BWC、CWC、IAEA追加議定書等の軍縮・不拡散関連条約の普遍化および履行を妨げる要因となりうる。</p> <p>(3) 一般に、途上国においては輸出入管理体制が整備されておらず、実施体制が脆弱である場合が多いので、大量破壊兵器・ミサイルおよび関連物質の輸出管理政策適切な履行を阻む要因となる。</p> <p>(4) 軍縮・不拡散の取り組みは各国の安全保障と密接に関連することから、基本的に、軍縮・不拡散に関する協議・交渉には各国とも慎重となるため、成果をあげることに時間を要する。</p>																
<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="440 864 1299 943"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成 15 年度</td> <td>平成 16 年度</td> </tr> <tr> <td>299.6</td> <td>310.8</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算。 単位：百万円</p> <table data-bbox="496 981 1214 1055"> <tr> <td>国際会議費</td> <td>6,856 千円</td> <td>6,426 千円</td> </tr> <tr> <td>科学兵器禁止条約に対する拠出</td> <td>33,246 千円</td> <td>30,342 千円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="440 1093 1299 1171"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成 15 年度</td> <td>平成 16 年度</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>38.5</td> </tr> </table> <p>(注) 本省職員数 単位：人</p> <p>平成 16 年度の機構改革の結果、平成 15 年度の定員のうち 7 名が国際原子力協力室へ移管された。</p>	予算	平成 15 年度	平成 16 年度	299.6	310.8	国際会議費	6,856 千円	6,426 千円	科学兵器禁止条約に対する拠出	33,246 千円	30,342 千円	人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度	45	38.5
予算	平成 15 年度		平成 16 年度														
	299.6	310.8															
国際会議費	6,856 千円	6,426 千円															
科学兵器禁止条約に対する拠出	33,246 千円	30,342 千円															
人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度															
	45	38.5															
<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量破壊兵器関連ルールの設定 ・大量破壊兵器関連ルールの履行 ・大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証 ・大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置 ・大量破壊兵器関連ルールの普遍化 <p>(1) 大量破壊兵器関連ルールの設定</p> <p>核兵器、生物兵器、化学兵器を各々規制するNPT、BWC、CWCについてはすでに多くの国が批准しているが、大量破壊兵器関連ルールを強化する観点から、更なる大量破壊兵器関連の設定が不可欠である。例えば、兵器用核分裂性物質の生産を禁止するFMCTの早期交渉開始がその代表例として挙げられる。また、既に条約としては存在するCTBTの早期発効を目指した活動も、この種の活動の一つとして位置づけられる。しかしながら、FMCTはCDの停滞から交渉の目途がたっておらず、また、CTBTは一部の発効要件国による早期の批准が容易ではないといった問題がある。</p> <p>そこで我が国は、NPT運用検討会議プロセス、CD、G8不拡散関連会合等の場において、軍縮・不拡散に不可欠な要素であるCTBTの早期発効、FMCTの即時交渉開始、濃縮・再処理関連技術の移転の制限のための関連ルールの改正等のために積極的な貢献を行った。その結果、これらを実現していくための機運が醸成され、具体的な方途についての関係国の協力が深化した。また、CTBTの早期発効やFMCTの早期交渉開始を含む核軍縮決議案を国連総会に提出し、圧倒的多数の賛成を得て採択されたことは、国際社会が取り組むべき核軍縮交渉の方向性を示す上で重要な貢献となった。</p> <p>(2) 大量破壊兵器関連ルールの履行</p> <p>国際的な軍縮・不拡散の推進のためには各国の大量破壊兵器関連ルールの履行が不可欠であ</p>																

る。特に、大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資・技術の拡散は、国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。技術・経済水準の向上に伴い新たな拡散の脅威が出現しており（例えばテロリスト等非国家主体への拡散）、国際的な軍縮・不拡散体制の機能を不断に強化する必要がある。その観点から、我が国自身の軍縮・不拡散関連のルールへの履行および各国の大量破壊兵器関連のルールへの履行を支援するために、（１）CTBT 国内運用体制整備・強化、（２）PSI に関する各種会合における議論および他国主催訓練への積極的な参加、我が国による海上阻止訓練の主催、（３）ロシアの退役原潜解体協力事業をはじめとする旧ソ連諸国に対する非核化協力事業、（４）CTBT についてグローバル地震観測研修による開発途上国の人材育成、地震観測機器の供与、（５）ASTOP- を主催し、アジア途上国の輸出管理体制への理解の増進のための場の提供、（６）BWC、CWC 等の各種国際約束の関連の会合への専門家の派遣、プレゼンテーションの実施等の事業を行った。その結果、軍縮・不拡散体制の強化に向けた各種の取り組みについて、各国の理解と認識が深まり、各国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性が示された。また、我が国の履行としては、CTBT の国内監視施設 2 カ所が平成 16 年度中に CTBT 機関より認証を受けた他、対ロシア非核化協力事業では第 1 隻目の原潜解体が平成 16 年 12 月に完了した。

（３）大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証

我が国のみならず国際社会の平和と安全に対する脅威となっている核兵器の拡散を防ぐには、原子力が平和的目的から核兵器等の軍事的に転用されないことを確保する必要があり、我が国は、核不拡散分野の検証メカニズムである IAEA 保障措置の強化のために、二国間および多国間ベースにて IAEA 追加議定書の批准を未批准国に働きかけるなど、検証メカニズムの強化のために積極的に貢献した。その結果、例えば、追加議定書の締結国は、平成 16 年 1 月時点で 38 か国だったが、平成 17 年 3 月時点では 65 か国に増加した。

（４）大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置

大量破壊兵器関連のルール違反に対する是正措置として、我が国は各種レベルの二国間・多国間協議の機会に、大量破壊兵器関連のルールに違反している国もしくはその疑義がある国に対して、そうしたルール違反を是正するように要請することなどを行っている。例えば、我が国は 6 者会合、G8 の不拡散関連の会合、NPT 運用検討プロセス、IAEA 理事会等の場において、北朝鮮が NPT 上の義務を遵守するとともに、信頼のおける国際的な検証の下、すべての核計画の完全な廃棄を求めている。また、イランに対しては、G8 の不拡散関連の会合、NPT 運用検討プロセス、IAEA 理事会等の様々な二国間・多国間協議の場において、イランが累次の IAEA 理事会決議の全ての要求事項を誠実に履行し、フランス、ドイツ、英国との間で「客観的保証」に合意し、IAEA 追加議定書を批准すること等を求めている。その結果、平成 16 年度にはイランはフランス、ドイツ、英国との間でイランの核問題の平和的解決のための長期的合意の実現に向けた交渉を始めた。北朝鮮に対して我が国は、引き続き北朝鮮が NPT 上の義務を遵守するとともに、信頼のおける国際的な検証の下、全ての核計画の完全な廃棄をし、6 者会合に早期・無条件に復帰することを求めている。

（５）大量破壊兵器関連ルールの普遍化

軍縮・不拡散政策の推進のためには大量破壊兵器・ミサイルおよび関連物質の軍縮・不拡散に関連する各種国際約束・規範を国際社会に普遍化させることが不可欠である。右観点から、NPT、BWC、CWC、CTBT、IAEA 追加議定書等の大量破壊兵器関連条約の普遍化のために、我が国は二国間および多国間ベースにて働きかけを行い、批准国の増加等の効果が見られた。

【目的と手段の関係の適切性】

国際的な軍縮・不拡散の推進という目的のためには、各国が国際社会の合意する大量破壊兵器関連ルールを着実に履行することが不可欠である。そのためには、（１）大量破壊兵器関連ルールの設定、（２）大量破壊兵器関連ルールの履行、（３）大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証、（４）大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置、（５）大量破壊兵器関連ルールの普遍化の 5 つの視点から各種施策を実施することは国際的な軍縮・不拡散の推進に適うと考えられる。

分析

大領破壊兵器関連ルールの設定、履行、遵守の検証、違反への是正措置、普遍化は、いずれも各国の安全保障に関連するため直ちに変化が現れないこともあるが、こうした取り組みを粘り強く進め、少しでも締約国数の増加や履行体制の整備を図ることが、大量破壊兵器という破滅的効果を有する兵器の製造や使用を未然に防ぐ上で現実的かつ効果的な抑止力を提供する。こうした

	<p>ことから上記5つのアプローチは において述べたようにいずれも短期的に進展があった。ただし、我が方のアプローチは適切であっても、一般に軍縮・不拡散分野においては下記の理由から必ずしも短期的に成果をあげるのが容易でない場合があり、継続的かつ中・長期的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(1) 核軍縮および不拡散の分野では、核兵器を保有しているか、原子力活動を行っているか等の要因によって、各国の立場は著しく異なることがあり、軍縮・不拡散の推進の停滞の要因となることがある。</p> <p>(2) 北東アジア、中東等の不安定な地域情勢は、軍縮・不拡散関連条約の普遍化および履行を妨げる要因となりうる。</p> <p>(3) 軍縮・不拡散の取り組みは各国の安全保障と密接に関連しており、そのための協議・交渉に各国は慎重となるため、成果をあげることに時間を要する。</p>																												
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) CTBT早期発効、FMCTの即時交渉開始、濃縮・再処理関連技術の移転の制限のための関連ルールの改正等の各種大量破壊兵器関連ルールの設定</p> <p>(2) 旧ソ連諸国における更なる非核化協力のための努力(例：ロシアにおける更なる原潜解体)</p> <p>(3) NPT運用検討会議の成果のフォローアップ</p> <p>(4) 大量破壊兵器関連条約の締結促進および国内履行確保、各国の輸出管理体制の整備・強化のための協力</p> <p>(5) IAEA追加議定書の更なる普遍化を通じたIAEA保障措置の強化</p> <p>(6) 北朝鮮・イランの核問題の平和的解決</p> <p>(7) NPT、BWC、CWC、CTBT等の大量破壊兵器関連条約の締約国数の更なる増加に向けた働きかけ</p>																												
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>軍縮・不拡散のための取り組みとして、(1)大量破壊兵器関連ルールの設定、(2)各参加国による大量破壊兵器関連ルールの履行、(3)大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証、(4)大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置、(5)大量破壊兵器関連ルールの普遍化の5つの視点から各種施策を、下記のとおり重点等を見直しつつ、今後も実施していく。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>(核兵器)</p> <table border="0"> <tr> <td>G 8 先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>ジュネーブ軍縮会議への積極的参加</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>核兵器不拡散条約(NPT)運用検討プロセスへの積極的な参加</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>NPT、包括的核実験禁止条約(CTBT)の加入国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>核軍縮決議案の国連総会への提出・採択</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>旧ソ連諸国の非核化協力(ロシア退役原潜解体事業「希望の星」等)の実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>IAEA(国際原子力機関)の保障措置の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>CTBT 国内運用体制整備・強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>(生物・化学兵器)</p> <table border="0"> <tr> <td>生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・国内実施強化のための支援</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>我が国のBWC・CWC履行の経験や知見の第三国への提供</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>化学兵器禁止機関(OPCW)の機能強化のための支援</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>(輸出管理)</p> <table border="0"> <tr> <td>原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)等の国際的輸出管理レジームの強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>原子力供給国グループへの事務局機能の提供</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table> <p>(ミサイル)</p> <table border="0"> <tr> <td>弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加国を増やすための努力</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>	G 8 先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加	今のまま継続	ジュネーブ軍縮会議への積極的参加	今のまま継続	核兵器不拡散条約(NPT)運用検討プロセスへの積極的な参加	今のまま継続	NPT、包括的核実験禁止条約(CTBT)の加入国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ	今のまま継続	核軍縮決議案の国連総会への提出・採択	今のまま継続	旧ソ連諸国の非核化協力(ロシア退役原潜解体事業「希望の星」等)の実施	今のまま継続	IAEA(国際原子力機関)の保障措置の強化	今のまま継続	CTBT 国内運用体制整備・強化	今のまま継続	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・国内実施強化のための支援	今のまま継続	我が国のBWC・CWC履行の経験や知見の第三国への提供	今のまま継続	化学兵器禁止機関(OPCW)の機能強化のための支援	今のまま継続	原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)等の国際的輸出管理レジームの強化	今のまま継続	原子力供給国グループへの事務局機能の提供	今のまま継続	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加国を増やすための努力	今のまま継続
G 8 先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加	今のまま継続																												
ジュネーブ軍縮会議への積極的参加	今のまま継続																												
核兵器不拡散条約(NPT)運用検討プロセスへの積極的な参加	今のまま継続																												
NPT、包括的核実験禁止条約(CTBT)の加入国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ	今のまま継続																												
核軍縮決議案の国連総会への提出・採択	今のまま継続																												
旧ソ連諸国の非核化協力(ロシア退役原潜解体事業「希望の星」等)の実施	今のまま継続																												
IAEA(国際原子力機関)の保障措置の強化	今のまま継続																												
CTBT 国内運用体制整備・強化	今のまま継続																												
生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・国内実施強化のための支援	今のまま継続																												
我が国のBWC・CWC履行の経験や知見の第三国への提供	今のまま継続																												
化学兵器禁止機関(OPCW)の機能強化のための支援	今のまま継続																												
原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)等の国際的輸出管理レジームの強化	今のまま継続																												
原子力供給国グループへの事務局機能の提供	今のまま継続																												
弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加国を増やすための努力	今のまま継続																												

(その他国際協力)

アジア太平洋諸国・地域、特に ASEAN 諸国を対象とする不拡散協議の開催及びこれら諸国に対する不拡散体制強化の働きかけや輸出管理を含む不拡散に関するセミナーの開催

拡充強化

拡散に対する安全保障構想 (PSI) における積極的な取組として、10月末に東京湾沖合にて海上阻止訓練を主催

今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

京都大学 浅田 正彦教授

- (1) 同時多発テロ事件以降、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散や大量破壊兵器とテロとの結合によってもたらされうる、国際の平和と安全および我が国自身の安全に対する脅威に対して、いかに対処するかということが、重大かつ喫緊の課題として認識されるようになってきた。しかし、このような課題に対する万能薬が存在する訳ではなく、既存のルールの実効性強化と新規のルールの設定を含む、様々な措置を組み合わせることによってのみ対処することが可能となるに留まる。その意味で、軍備管理・軍縮課、生物・化学兵器禁止条約室および不拡散・科学原子力課の設定した政策目的とその達成のための考え方は至当である。
- (2) その実施面については、とりわけ CTBT の普遍化のための措置、CTBT の我が国国内運用体制の整備、BWC および CWC の普遍化やその国内実施体制強化のための支援、IAEA 保障措置の強化 (追加議定書の普遍化のための措置) PSI への積極的な貢献 (海上阻止訓練の主催) などにおいて、継続的に妥当な努力がなされると共に、さらに課題は残るものの重要な成果が上がっているとの印象をもつ。もっとも、これらの措置は、それ自体重要であるのはいうまでもないが、すでに存在するルールの普遍化・実効性強化の側面に留まっており、今後は、新たなルールの設定面での活動においても、同様な成果が生み出されることを期待したい。
- (3) 新たなルールの設定面では、NPT からの脱退への対処、NPT や IAEA 保障措置協定の違反への対応、NPT における平和利用の権利 (濃縮・再処理を含む) の位置づけ、PSI をさらに実効あらしめるための措置など、我が国の安全やエネルギー問題にも直結する検討課題が山積しており、それらの課題にかかるルール・メイキングに当たって、我が国が積極的なイニシアティブを発揮することを期待したい。同時に、アジア不拡散協議 (ASTOP) や、東南アジア諸国の国内輸出管理体制強化への支援など、アジア地域諸国との間で行われている安全保障対話や支援の関係も、地域の安全という観点のみならず国際の平和と安全の観点からも、引き続き維持・強化していくことが望まれる。

その他関連報道資料

- (1) 社説「原爆展 核不拡散の訴えを広げる機会だ」読売新聞2005年5月2日朝刊
- (2) 「国家戦略を考える 第2部自覚なき無資源国(17)長期的視点で核燃政策」読売新聞2005年5月10日朝刊
- (3) 「論点 京都大学教授 浅田正彦 NPT再検討 日本の透明性今こそPR」読売新聞2005年4月28日朝刊
- (4) 主張 「PSI合同訓練 これを機に国内法整えよ」産経新聞2004年10月25日朝刊
- (5) 「大量破壊兵器 関連物質 “禁輸網”へ連携が急務」読売新聞2004年10月19日朝刊
- (6) 「核査察 日本も “検査役” 原研「ほこり」分析、証拠逃さず」読売新聞2004年11月10日
- (7) 「IAEA疑惑国への査察強化へ 平和利用認定 日本の活動に説得力」毎日新聞2004年6月15日
- (8) 「日本の原子力『平和利用』IAEA理事会で宣言」日本経済新聞2004年6月15日
- (9) 「北朝鮮にイラン専門家6人 核開発 共同実験へ」産経新聞2004年6月15日
- (10) 「IAEA 日本での査察を半減『核兵器転用の疑いなし』」朝日新聞2004年6月15日
- (11) 「イラン核開発 非難決議採択目指す IAEA理事会が始まる」東京新聞2004年6月15日
- (12) 「日本の原子力『平和利用に限定』認定 IAEA核査察、大幅に削減」2004年読売新聞6月15日
- (13) 「日本の核 軍事転用ない IAEAが結論」毎日新聞2004年6月15日
- (14) 「日本の原子力開発は平和目的」産経新聞2004年6月15日

	<p>(15) 「アジア地域の輸出、日米豪などが管理強化で一致」朝日新聞2004年10月19日朝刊</p> <p>(16) 「社説 アジアで封じ込めを 核の闇市場」朝日新聞2004年8月18日朝刊</p> <p>(17) 「連載[続・日本の道を考える](3) 猪口邦子さん 国際ルール作りの旗手に」読売新聞2004年8月17日朝刊</p> <p>(18) 「化学兵器廃絶への道 化学兵器禁止機関・フィルテルさんに聞く」朝日新聞2003年10月12日朝刊</p> <p>(19) 「北朝鮮の化学兵器も問題」日本経済新聞2003年10月1日朝刊</p> <p>(20) 「極東ロシア 退役原潜37隻未解体 核燃料積んだまま係留」朝日新聞2005年1月11日夕刊</p> <p>(21) 「忍び寄る危機、今こそ手携え、広島平和シンポ「核なき世界をめざして」朝日新聞2005年8月5日朝刊</p> <p>(22) 「被爆国看板外交の苦悩」朝日新聞2005年8月3日朝刊</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量破壊兵器及び運搬手段の軍縮・不拡散の分野における政策目的との関連では、進展の度合いを測ることは困難であるが、わが国の取組は着実に成果をあげている。 ・ 長期の政策目的を掲げているため分析が困難であるが、評価にあたっての切り口の設定も適切であり、成果がわかりやすく説明されている。 ・ 第三者から評価シートへの意見を聴取しており、評価の信頼性が高まっている。参考資料や用語の解説等も充実している。 ・ 今後の課題、評価を踏まえた政策の方向性は明確であり、かつ概ね妥当である。 ・ 17年度の重点外交政策である。 ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	G8先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>我が国は、軍縮・不拡散に必要不可欠な要素である濃縮・再処理の機材・技術の移転の制限や旧ソ連諸国の非核化等のために、G8の場において積極的に議論を提起し、これまでにG8シニアグループ会合、G8不拡散専門家会合、G8グローバル・パートナーシップ（G8GP）¹⁷・ワーキンググループ等における議論に積極的に関与している。国際的な軍縮・不拡散のためには核兵器国および非核兵器国の代表的な国でもあるG8各国に積極的に働きかける必要があり、軍縮・不拡散の促進のためには、G8先進国首脳会議や不拡散シニアグループ等の場で軍縮・不拡散に関する様々な新たな試みのための議論を行うことが、国際社会における取り組みの弾みとして非常に重要である。例として、過去にもカナナスキス・サミットにおいて立ち上げられたG8GPは旧ソ連諸国の非核化に大きく役立っている。そのため、我が国として、G8の場で積極的に議論に貢献することが必要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>我が国は、平成16年度は、米国議長国下のG8不拡散関連会合（G8シニアグループ会合、G8不拡散専門家会合等）に参加し、現下の国際社会の緊急の課題である大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防ぐための方途をG8諸国と協議した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>平成16年7月に開催されたシーアイランド・サミットにおいて「不拡散に関するG8行動計画」を採択した。この行動計画においては、不拡散関連の政策の大きな論点である濃縮・再処理の技術・移転の制限、IAEA追加議定書の普遍化、生物テロへの対処等が謳われている。右行動計画の採択は、NSGでは濃縮・再処理の技術・移転の制限に関するガイドラインの改正のための協議、IAEA追加議定書の普遍化のためのG8共同での各国への働きかけ、生物テロに関する専門家会合の開催等の各種の重要な協議や取り組みの契機となっており、長期的には、これらの取り組みが濃縮・再処理に関連する技術の拡散を防ぎ、IAEA追加議定書の締約国を増加させ、生物テロへの国際的な対処能力を高めることにつながり、軍縮・不拡散の推進に貢献することが期待される。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き、G8での不拡散関連の取り組みに積極的に貢献する。）</p>
	理由	<p>我が国のG8の不拡散関連会合への積極的な参加が、G8各国の不拡散への取り組み強化にも一定の貢献をしていると考えられるが、目的の達成に向けては長期的な取り組みが必要であり、事業を継続するが、今後は一層、NSGの濃縮・再処理の技術・移転の制限に関するガイドライン改正の早期合意、IAEA追加議定書の一層の普遍化のための努力等を強化する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	ジュネーブ軍縮会議(CD)への積極的参加	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>国際社会において軍縮関連ルールの策定する機能を担う唯一の場と言えるCDにおいて、新たな軍縮関連ルールを設定するために、CD参加国に積極的に働きかける。CDは、国際的な軍縮の推進のために不可欠な軍縮関連ルールの策定に不可欠であり、我が国として、軍縮の推進を目指し、新たな軍縮関連ルール設定のための議論をリードする必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年度においては、米国による法的拘束力のあるFMCTの早期の交渉開始の提案等の動きを踏まえ、FMCTの交渉開始に向け、各国との意見交換・働きかけを積極的に行った。</p>	
具体的成果	<p>CDにおいて最も重要な協議事項と考えられているFMCTの交渉開始については、現在まで停滞していた観があったが、我が国を含むFMCT早期交渉開始に積極的な国の働きかけの結果、FMCT早期の交渉の開始に関する各国の立場に収斂が見られ、FMCTの早期交渉開始の機運が高まった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き、粘り強くCDにおけるFMCT交渉の開始を各国に働きかけていく。これまでの方針に特に変更はない。）</p>
	理由	<p>FMCT早期交渉開始の機運は高まったものの、依然、FMCTの早期交渉開始に向けてCD参加国間で合意が形成されていないことから、我が国としては早期交渉開始に向けて今後もCDの場において積極的に働きかけていく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>NPT運用検討会議は、5年に1度、NPTの運用状況を再検討するために開催される国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に重要な会議であることから、右会議の成功を確保することは、国際的な軍縮・不拡散の推進に非常に重要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>NPT運用検討会議の成功を確保するため、我が国は、平成16年度に各種レベルの二国間・多国間協議において各国に積極的に働きかけを行った。具体的な例としては、平成17年2月にNPT東京セミナーを我が国にて開催し、デュアルテ2005年NPT運用検討会議議長の他、20ヶ国の政府機関に属する者、国連軍縮局およびIAEAの関係者、民間研究機関の専門家等、約50名が参加した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>我が国は、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用の各分野においてバランス良く進展を図る必要性を各種レベルの二国間・多国間協議において指摘しつつ、各分野における我が国の基本的考え方を主張し、各国の理解を求めた。右取り組みは、平成17年5月に開催されるNPT運用検討会議に向け、各国の立場の相互理解に貢献したとともに、我が国の本分野における主張が各国に浸透するのに役だった。例えば、NPT運用検討会議への実質的貢献として、関係者間の議論の場を提供する目的で行った我が国主催のNPT東京セミナーにおいては、2日間に亘り、軍縮・不拡散分野に関して多岐に渡る活発な議論が展開された。この意味で、セミナーの開催は、NPT運用検討プロセスにとって重要な役割を果たしていると言える。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：平成17年5月にNPT運用検討会議が終了したが、右会議の結果のフォローアップが今後必要となることから、引き続き、NPTの運用状況の検討に貢献するように、各国に対して全ての国による全ての種類の核兵器の削減、CTBTの早期発効、FMCT交渉の即時開始等を実現するための働きかけを行う。</p>
	理由	<p>2005年NPT運用検討会議は、平成17年5月に終了したが、右会議の結果を踏まえて各国に働きかける必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の加入国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>軍縮・不拡散政策の推進のためには軍縮・不拡散体制の礎であるNPTやCTBTへの加入国を増加させ普遍化させることが不可欠であり、NPTやCTBT加入国増加への働きかけは、軍縮・不拡散の実現のために重要かつ有効な手段である。我が国はこれまでもNPTおよびCTBTの普遍化のための取り組みを積極的に行ってきた。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年9月、川口大臣は、フィンランド、豪、蘭（EU議長国）とともに、ニューヨークの国連本部において、CTBTフレンズ外相会合を共催し、各国にCTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT早期発効問題における進展は、2005年NPT運用検討会議の積極的な成果に貢献するものである旨が明記された外相共同声明を発出した。また、5核兵器国、インド、パキスタン等の国に各種レベルの二国間・多国間の協議において核実験モラトリアム継続のための働きかけを行った。</p>	
具体的成果	<p>CTBT署名国・批准国数は着実に増加しており、平成16年9月にはCTBTの発効要件国であるコンゴ（民）がCTBTを批准した。また、我が国がCTBTの軍縮・不拡散における重要性を主張していることは、1998年以来、核実験が実施されていないことに貢献している。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：現在の取り組みは着実に成果を挙げつつあるが、米国等の発効要件国がCTBTに加入することによって実現されるCTBTの早期発効、インド、パキスタン、イスラエル等のNPT加入の実現のためには長期的な取り組みが必要であり、継続とする。特に方針の変更などはない。）</p>
	理由	<p>CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続は、我が国の軍縮・不拡散分野における政策の重点事項であり、CTBT未署名国・未批准国に対し早期署名・批准を働きかけ、核兵器を保有している国に核実験のモラトリアムを働きかけることが必要。</p>

事務事業の評価

事務事業名	核軍縮決議案の国連総会への提出・採択	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>国連は基本的に総会における議論および決議の採択という形で軍縮に関与してきており、これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題について国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた冷戦終焉後は、国連軍備登録制度、CTBTの国連総会における採択、国連小型武器行動計画の採択等国連総会の間を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果があげられている。そのような軍縮・不拡散分野において大きな役割を担う国連総会に、我が国が、毎年、我が国の核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチを示す核軍縮決議案を国連総会に提出し、「全面的核廃絶」に至るまでの具体的な「道すじ」を国際社会に示すことには意義がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>我が国は、決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を平成16年12月の国連総会に提出した。右は、核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチに則り、「全面的核廃絶」に至るまでの具体的な「道すじ」を国際社会に示し、我が国に好ましい軍縮問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきている。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」は国連総会において、賛成165、反対3、棄権16の圧倒的多数で採択され、2005年のNPT運用検討会議に向けて、核軍縮に向けた国際的機運が一層高まった。</p> <p>(2) 我が国の核兵器国を含む全ての国に対する核廃絶に向けた核軍縮・不拡散分野における外交努力が国際社会において一層強調された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：今後も、核廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し、核廃絶に向けての国際世論の形成に主導的な役割を果たすこととする。)</p>
	理由	<p>我が国は、平成6年より毎年、我が国の核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチを示す核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会より変わらぬ圧倒的支持を受けている。右は、我が国に好ましい軍縮問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきており、今後も核廃絶に向けた国際社会での議論のリードをとるという意味で、継続する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	旧ソ連諸国に対する非核化協力事業（ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」等）の実施	
事業の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>現在、ロシア極東地域には、30隻以上の退役原潜が未処理のまま係留されており、このまま放置すれば放射能汚染や核物質の盗難などが発生する危険性がある。これらの安全かつ迅速な解体は、核軍縮・不拡散の観点に加え、日本海の環境保護の観点からも緊急の課題である。退役原潜の解体は、第一義的にはロシアの責任で実施すべきものであるが、ロシアだけで全ての原潜を解体するには時間がかかるため、我が国も支援を実施している。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年度、我が国は、「希望の星」の第一号案件を完了させた。なお、ロシア以外に、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシについては、過去に実施した国内計量管理制度の確立支援等のプロジェクトの事後評価を実施した。</p>	
具体的成果	<p>(1) 2004年12月、「希望の星」の第一号案件（ヴィクターIII級原潜1隻の解体）を完了させ、ロシア側の様々なレベルから謝意表明がなされた。</p> <p>(2) 2005年1月、町村外相訪口時、第二号案件を含む5隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することが決定された。</p> <p>現在、日露間で5隻の退役原潜解体に関する実施取り決め案を協議している。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：現在、ロシア極東地域には、30隻以上の退役原潜が未処理のまま係留されており、このまま放置すれば放射能汚染や核物質の盗難などが発生する危険性があるが、これまでに解体した退役原潜は1隻にとどまっており、今後、非核化事業の実施を加速化していく)</p>
	理由	<p>ロシアについては、現在、5隻の原潜解体に関する実施取り決め案の交渉が行われていること、ウクライナについては、昨年、G8GPの裨益対象国となったこと、カザフスタンについては、現在、G8GPの裨益対象候補国として検討されていることから、今後、旧ソ連諸国に対する非核化協力事業の拡大が想定される。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>国際社会の平和と安全に対する脅威である核兵器の拡散を防止するためには、原子力が平和的目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。核物質等の軍事転用がないことを検証する措置として存在するのが、IAEAの保障措置である。IAEAの保障措置には、核物質の計量管理報告の検認を中心とする包括的保障措置と、より広範な検証活動を可能にする「追加議定書」に基づく保障措置がある。IAEAの保障措置の強化に向けた手段のうち、外務省としては、特に「追加議定書」の普遍化を重視しており、そのための努力を継続することが重要である。</p> <p>「追加議定書」は、従来の保障措置（包括的保障措置）協定が、イラクや北朝鮮による核兵器開発疑惑を探知できなかった反省から策定されたものであり、申告された核物質の検認のみならず、未申告の核物質及び原子力活動の探知をも目的とするものである。「追加議定書」締結国においては、秘密裏に核開発を行うことが極めて困難となるため、「追加議定書」が国際社会において広く実施されることは、IAEAの保障措置体制、ひいては国際的な核不拡散体制を大幅に強化することになる。</p> <p>核不拡散体制の強化は、現下の国際社会が取り組むべき緊急かつ最も重要な課題の一つであるが、我が国は「追加議定書」の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途であると確信している。これはG8諸国の共通認識ともなり、昨年シーアイランド・サミットにおいて「追加議定書」締結促進のG8の共同デマルシュの実施が決定された。同時に、「追加議定書」の締結国も増大し、本年7月にはIAEA加盟国総数の半数に達している。我が国は、厳格な保障措置を適用している原子力先進国として、国際社会に範を示し、同時に、国際的な核不拡散体制の強化に尽力する責務がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>平成16年度は、以下のように、追加議定書の普遍化のための外交努力を積極的に行った。</p> <p>(1) 世界中の追加議定書等未締結国に対する他のG8諸国との共同デマルシュや二国間協議等の機会を捉えた追加議定書締結の働きかけの実施。</p> <p>(2) 9月のIAEA総会や11月の「保障措置と核セキュリティに関するアジア大洋州会議」等の場での追加議定書の効用を述べた演説の実施。</p> <p>(3) 平成17年2月に我が国が主催したASTOP- の場での、追加議定書を各国が締結する際の障害となる国内実施体制の整備に関する我が国の経験に基づいたプレゼンテーションの実施。</p> <p>また、我が国自身も、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置を誠実に実施することで自国の原子力活動の透明性を確保するとともに、他国に対して模範を示してきた</p>	
具体的成果（有効性）	<p>本件施策の要であるIAEA追加議定書の普遍化に向けた外交努力の有効性は、実際にどれだけ普遍化が進んでいるか（締結国は増加しているか）、締結国の増加に対して我が国がどれだけ貢献していたかによって計ることができる。</p> <p>(1) 追加議定書の締結国は平成16年1月時点で38か国だったが、平成17年3月時点では27か国増加し65か国になった。我が国単独および他国と共同での働きかけの結果、多くの場合、追加議定書の締結に向け肯定的な回答を得た。</p> <p>(2) 平成16年9月のIAEA総会で、追加議定書を署名していない、または、発効させていないすべての国に対して、可及的速やかに署名・発効させること等を求める決議が採択され、その中で、追加議定書の普遍化に努力している国として我が国の名前が特記された。</p> <p>(3) 平成16年11月には、豪州政府主催で「保障措置と核セキュリティに関するアジア太平洋会議」が開催され、IAEAの強化された保障措置の地球規模での実施を盛り込んだ文書が採択された。この会議には福島大臣政務官が出席し、政務官の演説、発言、および二国間会談での意見交換を通じて、参加各国に対し、我が国の保障措置強化に関する立場と努力をアピールした。</p> <p>(4) 平成17年2月のASTOP- の場で、我が国は保障措置に関するプレゼンテーションを行い、参加国による活発な議論を促進した。各国からの積極的な発言は、アジア各国の追加議定書に対する理解の深化を示した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：追加議定書締結国の更なる増加を目指す。)</p>
	理由	<p>(1) 議定書の締結には、批准や国内法令の整備、技術者の育成など一朝一夕にクリアできない手続が存在するため、各国が締結に踏み切るには継続的に働きかけを実施する必要がある。</p> <p>(2) イランやリビア等、核兵器の不拡散上の懸念国でありながら追加議定書を締結していない国が依然として存在する。</p> <p>(3) 我が国の安全保障上重要なアジア地域には追加議定書を未締結な国が依然として多い。</p>

事務事業の評価

事務事業名	CTBT国内運用体制整備・強化	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>(1) 我が国は、平成9年にCTBTを批准した。同条約の規定では、国内10ヶ所の国際監視制度施設(IMS)¹⁸を建設・運用すること、およびCTBT発効後に設立される執行理事会に常任的に選出される理事国として、核爆発実験の探知に係る独自の放射性核種や連続波形解析・評価能力を備えることとされている。</p> <p>(2) 外務省は、上記(1)のCTBT上の義務を履行するため、平成14年11月、CTBT国内運用体制を発足した。CTBT国内運用体制は、外務省が文科省、気象庁の協力を得て、(財)日本国際問題研究所の軍縮・不拡散促進センターを事務局とし、2つの国内データセンターおよびIMS施設の施設運用者より構成される。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>世界的核実験監視網整備の本格化に伴い、平成16年4月より、CTBT国内運用体制整備事業等委託費を支出している。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 国内2か所の国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムの整備が着実に進んだ。また、平成16年度に、国内10か所のIMS監視施設のうち2か所(松代地震監視主要観測所および夷隅微気圧振動監視観測所)が、それぞれCTBT機関準備委員会より認証を得て、暫定的運用を正式に開始した。</p> <p>(2) 平成16年9月、北朝鮮において大規模爆発が発生した際、松代等国内監視施設の観測データは、当該事象が核実験ではないと推定する有力な材料となった。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：今後も国内で未整備のIMS監視施設の整備を目指す。)</p>
	理由	国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムを整備し、自動監視・識別解析システムを作成する必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	生物兵器禁止条約(BWC)および化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・国内実施強化のための支援	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、これらの兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止しているBWCおよびCWCの締約国数を増加させることが不可欠である。また、既存の締約国の中には途上国を中心として両条約の国内実施措置が不十分な国も多い。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>我が国は、平成16年度、未締約国の条約加入および国内実施の促進の働きかけを実施した。例えば、シーアイランド・サミットの「不拡散に関するG8行動計画」の中でBWC非締約国に迅速な加入を求めた。また、CWCについては、第2回アジア地域国内当局会議の際に条約加入を個別に働きかけたり、国内実施強化のためのプレゼンテーションを実施した。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>BWC</p> <p>(1) 平成16年度、2か国(モルドバおよびキルギス)が新たに締約国となり、現在の締約国数は154か国に達した。</p> <p>(2) 専門家会合および締約国会合において専門家の派遣や作業文書の提出等の貢献を行い、最終文書のコンセンサス採択に一定の役割を果たした。</p> <p>CWC</p> <p>(1) 平成16年度、5か国(ソロモン諸島、マーシャル、マダガスカル等)が新たに締約国となり、現在の締約国数は167か国に達した。</p> <p>(2) 何らかの国内実施措置を講じている国が96か国に達し、その他の多くの国も国内実施措置の作成に着手し始めている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：二国間・多国間の枠組みによる働きかけ、任意拠出、国内実施に関する我が国の知見の提供等を引き続き行う。)</p>
	理由	普遍化および国内実施強化は両条約の最大の課題であり、我が国の平和と安全にとって最も影響を及ぼすアジア地域においても未締約国や国内実施が不十分な国もあるので、引き続き実施する必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	我が国のBWC・CWC履行の経験や知見の第三国への提供	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>締約国の中には途上国を中心として条約の国内実施法等を制定していない国が多い。これは人員や予算等の問題だけでなく、生物・化学兵器やバイオ・化学産業の規制方法、CWCの場合は、申告の方法、査察の受入方等に対する知見を有していないことによるものである。こうした状況を改善するため、我が国の知見を提供し、途上国の国内実施強化を促進する必要がある</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) BWCに関しては、専門家会合（議題：感染症サーベイランスおよび危機対処）に我が国の専門家を派遣し、我が国の取り組みを紹介するプレゼンテーションおよび作業文書の提出を行い、同分野における我が国の知見および経験を他の締約国に提供した。</p> <p>(2) CWCに関しては、我が国の国内実施法制定時の経験、申告の質の向上、サリン事件等に関するプレゼンテーションをOPCW関連会合において実施した。これらのプレゼンテーションは、各国の国内実施の参考になるものである。</p>	
具体的成果	<p>(1) BWCに関しては、専門家会合において我が国が提供した知見の内容が、締約国会合の最終文書の中で今後のBWC強化の上で重要な課題として盛り込まれた。</p> <p>(2) CWCに関しては、我が国は世界有数の化学産業を有し、世界唯一の化学テロ被災国であるため、各国は以前より我が国の産業検証実施体制や化学テロ対策に関心を有しており、プレゼンテーション終了後に各国より我が国に対し資料提供要請もあったことに鑑みれば、各国の国内実施強化に貢献したと考えられる。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：途上国の国内実施強化に関しては、長期的かつ継続的な支援が必要であり、BWC、CWCとも、取組みを継続する。)</p>
	理由	<p>各国の国内実施強化に貢献するとともに、「顔の見える支援」として我が国の国際貢献になるので引き続き実施する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	化学兵器禁止機関(OPCW)の機能強化のための支援	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>OPCWは化学兵器の廃絶を任務として、CWCに基づいて設立された国際機関であり、これまで米露等が保有する化学兵器の廃棄を推進し査察を行うなどの実績を上げていることに示されるように、化学兵器の廃絶と民生用も含めた化学物質の管理のために非常に重要な役割を果たしている。我が国としては、世界の軍縮・不拡散に貢献するため、OPCWの締約国を一層増加させ（普遍化）CWCの国内実施が不十分な国の実施能力を強化するための支援を行う必要があり、累次の任意拠出を行っている。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>我が国は、平成16年度、主に以下の任意拠出をOPCW技術事務局に対し行ったが、これらは同技術事務局の普遍化および国内実施協力のための施策を強化するものである。</p> <p>(1) 中東地域を対象としたマルタ・ワークショップへの未締約国参加費用（6,420ユーロ）</p> <p>(2) 中東地域を対象としたマルタ・ワークショップへの未締約国参加費用（6,420ユーロ）</p> <p>(3) 第2回アジア地域国内当局会議開催費用（1万ユーロ）および未締約国の参加費用（6,603ユーロ）</p> <p>(4) 途上国のCWC関係者の研修費用（2万ユーロ）</p>	
具体的成果	<p>厳しい財政状況にある技術事務局がこれらの事業を円滑に実施することができたとともに、未締約国がCWC関係会合に出席したことによってCWCへの理解を深めることができた。また、締約国は税関における化学物質の検査体制や化学物質の安全管理等の国内実施について議論や研修を行うことができた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：OPCWの通常予算では賅いきれない普遍化・国内実施強化等の重要活動を支援する。)</p>
	理由	<p>CWCは現在167カ国の締約国を有するが、北朝鮮、エジプト、イスラエル、レバノン、シリア等が未締結である。また、締約国の中にも途上国を中心として国内実施法を制定していない国も多い。こうした状況を改善するために、2003年の締約国会議等において、普遍化および国内実施に関する行動計画が採択されている。我が国としては、こうした行動計画を積極的に実施するために任意拠出を重要な手段として活用していく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー・アレンジメント（WA）等の国際輸出管理レジームの強化
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>NSG（核兵器関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）のそれぞれの国際輸出管理レジームでは、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術等について参加国が認識を共有しそれを詳細にリスト化し、そのリストを基に各国が自国内法に従って厳格な輸出管理を行っている。このような国際的な取り組みによって、大量破壊兵器やその関連物資等の開発に用いられうる資機材や技術の拡散を効果的に防止することが可能になる。なぜならば、このような協調の取り組みを行わずに各国が独自に輸出管理を行っていても、他国が関連資機材等を規制なしに輸出しては拡散は防止できないからである。従って、このような国際輸出管理レジームの強化に向けた取り組みは、大量破壊兵器等の不拡散については安全保障環境の改善のために必要な措置であると言える。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>このような認識の下、我が国は、それぞれの国際輸出管理レジームの総会、作業部会、専門家会合等種々会合に積極的に参加し、レジーム内における輸出管理に関連する諸問題に関する議論の進展に実質的な貢献を行っている。</p> <p>また、NSGにおいては、我が国ウィーン代表部がPOC（ポイント・オブ・コンタクト）としていわゆる事務局に相当する各参加国間の調整業務を行っており、WAにおいては、昨年の一般作業部会の議長国を我が国が務める等、各レジームの行政・運営的側面からの貢献も行っておりレジーム参加各国からの評価も得ている</p> <p>更に、各輸出管理レジームの目的とする大量破壊兵器等不拡散のためには、レジーム非参加国においてもレジームで確立されている厳格な輸出管理のガイドラインが遵守されることが不拡散の「抜け穴」を防ぐ観点からも必要であり、我が国は、このため特にアジアへの輸出管理強化へのアウトリーチも積極的に行ってきた。</p>
具体的成果	<p>【各国の動き】</p> <p>(1) 我が国の働きかけもあり、平成16年度には、パキスタンがNSG等のガイドラインに則した輸出管理法を制定し、アジア諸国においても同様の動きが見られるようになった。</p> <p>(2) 我が国の働きかけもあり、平成16年9月には、イスラエルがNSGガイドラインに則した輸出管理法を制定した。</p> <p>【レジームでの動き】</p> <p>各レジームでは、国際情勢の変化や技術進歩にあわせ、輸出管理ガイドラインや規制リストの見直しが行われている。これは輸出管理体制の強化に資するものとして評価できる。過去一年の具体的な改訂は以下の通り。</p> <p>(1) NSGでは、平成16年度の総会においてキャッチオール規制の導入に合意した。</p> <p>(2) WAでは、規制品目の見直しを実施した。</p> <p>(3) AGでは、規制化学兵器原材料が54品目から63品目に増加した。</p> <p>(4) MTCRでは、規制品目の見直しを実施した。</p>
総合的評価	<p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：アジア地域を中心とする輸出管理レジームのガイドラインの遵守促進、強化)</p> <p>理由 (1) 各国際輸出管理レジームにおいてはガイドラインの見直しが着実に進められているところである。しかし、我が国の安全保障に直結するアジア地域においては、こうした国際的な変化に対応した輸出管理体制の強化は勿論基本的な法規制も整備されていない国が多く残ることから、国際的な輸出管理レジームの強化という施策の実現のためには、時にアジアにおけるレジーム非参加国が輸出管理体制を強化し各レジームのガイドラインを自主的に遵守できるよう、今後とも引き続き働きかけを実施する必要がある。</p> <p>(2) 大量破壊兵器等の開発に用いられうる汎用品・技術は技術進歩により変わりうるものであり、輸出管理体制の強化のためには随時見直し作業を行い続ける必要がある。</p> <p>(3) 各レジームのガイドラインを各国が確実に遵守するとともに、各レジームの活動が我が国の安全保障に資するものとなるよう、各種会合での協議に積極的に参加する必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	原子力供給国グループ（NSG）への事務局機能の提供	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>原子力関連の資機材・技術に関する国際的な輸出管理の枠組みであるNSGに対して事務局機能を提供しその円滑な運営に貢献している。</p> <p>国際的な輸出管理レジームの強化は国際的な不拡散体制の強化のため不可欠であるため、事務局機能提供によるNSGの円滑な運営は政策目的に照らして必要なものであると言える。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>企業からの輸出申請に対する参加各国の拒否通報や補足情報をまとめ各国に配布したり、各国に対する文書の改訂等に関する連絡、とりまとめを実施。年に2回、実質的な議論を行う場である協議グループ会合の開催場所を提供し、議長を補佐し、同会合を円滑に運営。</p>	
具体的成果	円滑な事務局運営の結果、各国による情報共有がとどこおりなく行われた。その成果もあり、既述の通り、平成16年には参加国が40か国から44か国に増加し、キャッチオール規制の導入にも合意された。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き事務局機能を提供しNSGの円滑な運営に貢献する。）</p>
	理由	我が国が事務局機能の提供を停止すればNSGの運営上支障が生じ、政策目的の達成のためには好ましくないため。

事務事業の評価

事務事業名	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参加国を増やすための努力	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>HCOCは、弾道ミサイル不拡散に関する初の国際的なルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのために必要な措置を示す政治的文書である。</p> <p>HCOC参加国はHCOCに従い、弾道ミサイル活動の最大限の自制や大量破壊兵器拡散懸念国の弾道ミサイル活動を支援しないなどの政治的意思を示すことになるため、HCOC参加国の増加は国際的な弾道ミサイルの不拡散への取り組みを強化し、我が国の安全保障環境を向上させることにつながる。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>上記のような認識の下、我が国は平成16年度には二国間での協議や平成17年2月に我が国が主催したASTOP- などの多国間での協議の場で、HCOC非参加国に対して、弾道ミサイル不拡散の重要性等を説明するとともに、HCOCへの参加およびHCOCに関する国連総会決議案の支持を働きかけている。</p> <p>また、我が国自ら、HCOCに明記された各種措置（HCOC参加国に対する我が国の平和目的ロケットの事前発射通報など）を誠実に実施し、HCOCの活動に貢献すべく努めている。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>（1） HCOC参加国は2004年2月には112か国だったが、2005年3月には119か国に増えており、弾道ミサイルの不拡散に関する国際的な取り組みは一層強化された。</p> <p>（2） また、2004年12月、HCOCへの参加を促すHCOC決議案が、161か国の支援を得て採択された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：アジア地域を含む非参加各国に対する参加への働きかけ）</p>
	理由	HCOCは、2002年11月に採択されてから、参加国が徐々に増加しており、引き続き積極的働きかけを行い、HCOCの普遍化を目指す必要がある。特に我が国の安全保障上特に重要であるアジア地域においては、HCOC参加国は我が国を除けば未だ4カ国しかいないため、引き続きアジア地域を含め各国に対する参加働きかけを実施する必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取り組み（アジア諸国を対象とする協議・セミナー等の実施）												
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資・技術の拡散は、アジア地域および国際社会の平和と安定にとって現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。しかしながら、アジアにおける不拡散体制の強化は十分に進展しておらず、これを強化することが緊急の課題になっている。</p> <p>このような認識に基づき、我が国は、特に 大量破壊兵器関連条約の締結促進および国内履行強化、輸出管理体制の整備・強化および PSI を三つの大きな柱として、アジア諸国を対象とするアウトリーチ活動を積極的に展開している。二国間・多国間の協議やセミナー等を行うことにより、不拡散体制の強化に向けた各種の取り組みについて、アジア諸国の理解と認識が深まるとともに、これらの諸国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性を提供することが期待される。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 平成16年5月に、ASEAN 5 カ国の海上法執行担当者を招き、海上法執行に関する技術協力を行う「アジア不拡散セミナー（海での協力）」を開催。</p> <p>(2) 平成16年10月にアジア諸国の輸出管理に対する共通理解を深めるための「第12回アジア輸出管理セミナー」を経済産業省と共同で委託開催。</p> <p>(3) 平成16年12月には本件担当部長がASEAN 4 カ国を訪問し二国間での働きかけを実施。</p> <p>(4) 平成17年2月にはアジア地域における不拡散問題を包括的に議論する「ASTOP- 」を開催。</p>												
具体的成果（有効性）	<p>【総論】</p> <p>(1) 我が国がこのように一貫した働きかけを行ってきた成果として、不拡散問題に対するアジア諸国の理解と認識は着実に深化しており、各国による具体的な取り組みの強化も目に見える形で表れるようになってきている（シンガポールによる戦略物資管理法の施行および PSI への正式参加、パキスタンにおける新しい輸出管理法の発効等）。</p> <p>【各セミナーの成果】</p> <p>(2) アジア不拡散セミナー（海での協力）の結果、当初は不拡散に対する理解が薄かった参加者側より、今後は本セミナー参加者間のネットワークを情報共有等に活用したい旨の提案があり、参加者間で合意された。これは参加者の認識と理解が深化した現れであると言える。</p> <p>(3) 第12回アジア輸出管理セミナーでは、初めてパキスタンとアラブ首長国連邦が参加し、パキスタンから新たに成立した輸出管理法についてのプレゼンテーションが行われる等、各国の経験共有にとって有意義な意見交換も行われた。</p> <p>(4) ASTOP- においては、アジアにおける不拡散問題に関する包括的な意見交換を行い、不拡散体制の更なる強化に向けた取り組みに対する参加国の認識および政策方向性が一致していることが確認されたほか、国際的な不拡散の取り組みにおいてアジア諸国が發揮しているリーダーシップおよび積極的なイニシアティブに対して前向きな評価が行われた。また、協議を通じて、不拡散体制の強化のためにアジア各国が取り組んで行くにあたり、協力が求められる分野が明確にされた。</p>												
総合的評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">結果</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">拡充強化</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">今のまま継続</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">内容の見直し</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">縮小</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">中止・廃止</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">理由</td> <td colspan="5"> <p>上記のように、不拡散の取り組み強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まり、モメンタムが強化されている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一時的に解決できるものではない。したがって、今後とも不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。</p> </td> </tr> </table> <p>（具体的対応方針：セミナー等の内容の更なる充実化により、不拡散問題に関するアジア各国の認識を一層強化するとともに、各国の輸出管理を含む不拡散政策の進展状況を踏まえて対話を通じてニーズを精緻化した上で目に見える具体的な協力案件（専門家派遣等）につなげていく方針。）</p>	結果	拡充強化	今のまま継続	内容の見直し	縮小	中止・廃止	理由	<p>上記のように、不拡散の取り組み強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まり、モメンタムが強化されている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一時的に解決できるものではない。したがって、今後とも不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。</p>				
結果	拡充強化	今のまま継続	内容の見直し	縮小	中止・廃止								
理由	<p>上記のように、不拡散の取り組み強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まり、モメンタムが強化されている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一時的に解決できるものではない。したがって、今後とも不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。</p>												

事務事業の評価

事務事業名	拡散に対する安全保障構想（PSI）に対する貢献（各種会合における議論および他国主催訓練への積極的な参加、我が国による初の訓練主催）	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資の不拡散に関しては、NPT、CWC、BWCといった国際条約に基づく不拡散体制が構築されるとともに、種々の国際的な輸出管理協力の枠組みも重要な役割を演じている。</p> <p>こうした国際的取り組みの存在は極めて重要であるが、関連条約を遵守しない国の存在などもあり、大量破壊兵器等の拡散を完全には防止できていないことから、このような従来の不拡散体制の抜け穴を埋めるべく、国際法・各国国内法の範囲内で参加国が共同してとりうる措置を検討する取り組みとして、2003年に「拡散に対する安全保障構想（PSI）」が立ち上げられた。</p> <p>我が国は、輸送段階、輸出入管理、国内管理等の全ての過程において不拡散のための取り組みを強化する必要があるという考えの下、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取り組みに沿ったものとして、PSIに積極的に参加してきている。また、PSIの発展のみならず、前項の「アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取り組み」の一環として、アジア諸国によるPSIへの支持と理解の拡大を目的とするアウトリーチ活動を重視している。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) PSIの枠組みにおいては、特にPSI発足後には局長級の総会が集中的に開催され、その後も局次長級の専門家会合（「オペレーション専門家会合」）が精力的に開催されている（平成16年度は、1回の総会及び4回のオペレーション専門家会合）。これらの会合においては、PSIの活動の基本的方向性（総会）、訓練の実施計画等のオペレーション面（オペレーション専門家会合）、国際法・各国国内法との関係等の法的問題（オペレーション専門家会合と並行して行われる法務部会）、インテリジェンス面での協力（オペレーション専門家会合と並行して行われるインテリジェンス部会）など、PSIの取り組みを総合的に発展させるための議論が活発に行われており、我が国は、PSIの原参加国として、これらの議論に積極的・主体的に参画してきている。</p> <p>(2) 実際に大量破壊兵器等の拡散に関する事案が発生した際に適切に対処するため、PSIにおいては、陸上・海上・航空のそれぞれにおいて、阻止訓練を頻繁に開催し、参加各国のオペレーション当局による対応能力及び連携の向上を図っている。また、このような訓練の実施は、PSI非参加国がPSIに関する具体的な理解を深める機会として有効に機能している。PSI発足後、これまでに計15回の訓練が実施（平成16年度は8回）されており、我が国は、他国主催の訓練に対して、艦船等（平成15年9月の豪主催海上阻止訓練には海上保安庁の艦船を派遣）あるいはオブザーバーを派遣することによって、積極的に参加してきている。</p> <p>(3) 特に、我が国は、平成16年10月、相模湾沖合及び横須賀港内において、米、仏、豪および我が国（防衛庁（自衛隊）および海上保安庁）の艦船等の参加、並びにPSI訓練初参加となるアジア大洋州地域の4カ国を含む18カ国のオブザーバー参加を得て、PSI海上阻止訓練を主催した。</p> <p>(4) 我が国は、上記のように、自らPSIの諸活動に積極的に貢献する一方で、アジア諸国を中心とするPSI非参加国に対して、PSIへの支持と理解を促進するため、二国間の協議に加え、多国間の協議（我が国によるアジア不拡散協議の開催など）の機会を活用し、アウトリーチ活動を展開している。その他、PSIが行う阻止活動は、陸海空の各側面における輸送業界の協力なしには成り立たないことから、国内業界との間の対話に着手した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 各種会合および訓練への積極的な参加を通じて、他国との協働の下、PSIの活動基盤を強固にするとともに、過去の活動から得られた教訓をその後の活動の発展に繋げていくというプロセスの確立に貢献した。</p> <p>(2) 他国主催の訓練への参加および我が国による訓練の主催により、我が国を含む各国の阻止活動に関する練度が向上し、相互の連携が強化された。</p> <p>(3) 我が国主催の海上阻止訓練には、全てのコア・グループ国（注：PSIの運営の中心となるグループ）が参加し、拡散活動に従事する者に対し、PSIの結束を強く示したほか、タイ、カンボジア、フィリピン、ニュージーランドがPSI訓練に初参加するなど、アジア大洋州諸国によるPSIへの支持と理解の促進にも多大な貢献を行った。</p>	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：引き続き各種会合および訓練に積極的に参加していくほか、アジアにおけるアウトリーチ活動を一層進めていく。また、我が国PSI関係機関による連携を一層強化するための体制を整備していく。）

理由	PSI立ち上げ後、本年5月で2年を迎えるが、その間にPSIの活動への支持・参加が拡大するとともに、大量破壊兵器等の拡散を企図する者に対する抑止効果を生む等の成果があったと考えられるが、不拡散体制の抜け穴をふさぐとの観点、また、アジアの多くの国がPSIを正式に支持していない現状からすると、支持・参加国の更なる増加等によるPSI基盤の強化が不可欠であり、PSIの立ち上げ時より積極的に参加している我が国としては、上記の政策目的の達成に向けた努力を継続する必要があるため。
----	--

【参考資料】

- 「日本の軍縮・不拡散外交」(平成16年4月)
- 2004年生物兵器禁止条約専門家会合 概要と評価(平成16年7月)
- 2004年生物兵器禁止条約締約国会合 概要と評価(平成16年12月)
- OPCWに対する日本の任意拠出について(平成16年6月)
- 第2回化学兵器禁止条約アジア地域国内当局会議の開催(平成16年9月27日)
- IAEA追加議定書の普遍化に関する外交努力(平成17年2月14日)
- IAEA第48回総会の概要(平成16年10月1日)
- 保障措置と核セキュリティに関するアジア太平洋会議(閣僚級会議の概要と評価)(平成16年11月15日)
- 原子力供給国グループ(NSG)の概要(平成17年2月14日)
- オーストラリア・グループ(AG: Australia Group)の概要(平成17年2月14日)
- ワッセナー・アレンジメントの概要(平成17年2月16日)
- ミサイル技術管理レジーム(MTCR: Missile Technology Control Regime、大量破壊兵器の運搬手段であるミサイルおよび関連汎用品・技術の輸出管理体制)(平成17年2月18日)
- 第12回アジア輸出管理セミナー(平成16年11月)
- ASTOP- (概要と評価)(平成17年2月10日)
- 「アジア不拡散セミナー(海での協力)」の概要と成果(平成16年5月28日)
- 「拡散に対する安全保障構想」(PSI)海上阻止訓練「チーム・サムライ04」(概要と評価)(平成16年10月28日)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

(注)用語説明

1NPT:米露中英仏の5カ国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。1968年成立し、1970年発効。日本は1976年批准。2004年1月現在の締約国は189カ国(国連加盟国の中で非締約国は、インド、パキスタン、イスラエル)。

2BWC:正式名称は「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約」。1975年発効。2003年12月現在の締約国数は151カ国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が1995年から続けられていたが、2001年に事実上中断した。現在は2006年の次回運用会議に向けて、3か年作業計画に基づくBWC強化プロセスが協議されている。

3CWC:正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を特長とする条約。1997年発効。2003年12月末現在の締約国数は158カ国。この条約に基づき、OPCW(Organization for Prohibition of Chemical Weapons:OPCW)が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

4IAEA:原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関(1957年設立)。保障措置の実施、原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、原子力安全上の基準の作成及び普及、原子力の平和的利用に係わる技術協力といった幅広い活動を行う。

5IAEAの保障措置:IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検証活動を行うもの。

6CTBT:地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約(PTBT)が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている44カ国発効要件国)の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時にはCTBT機関(CTBTO)が設立されることになっているが(条約第2条1)、1996年11月よりCTBTO準備委員会が毎年2回ウィーンで開催されている。1997年3月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

7ジュネーブ軍縮会議(CD):国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10カ国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。2004年現在の加盟国は65カ国。

8原子力供給国グループ(NSG):核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジ-ム。40カ国が参加(2003年10月末時点)。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1(1978年成立)と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2(1992年成立)が存在する。

9兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT):核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質(プルトニウム及び高濃縮ウラン等)の生産を禁止する条約。1993年9月にクリントン米大統領によって提案された。条約交渉はCDにて行われることとなっているが、CDの停滞から2003年末時点においても交渉は開始されていない。

10化学兵器禁止機関(OPCW):CWCの発効に伴い1997年5月オランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。

11拡散に対する安全保障構想(PSI):大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討しようとの構想。2003年5月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む11カ国(米、日、英、伊、

蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル)が参加。第3回パリ会合(2003年9月)では、国際法及び各国の関係国内法に基づき、拡散を阻止するための必要な措置を実施するとの「阻止原則宣言」に全参加国が合意。

12アジア不拡散協議(ASTOP):2003年11月13日、東京にて、ASEAN、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米・豪の局長級の不拡散政策担当者を招き、開催したアジアにおける不拡散問題に関する初の局長級協議。アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取り組み強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した拡散に対する安全保障構想(PSI)をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論。その結果、大量破壊兵器・ミサイルやその関連物資・技術の拡散防止が、国際社会の平和と安全に極めて重要であるとの認識が共有されたほか、参加者より、アジアにおける不拡散体制強化の方向性について様々な建設的な提案がなされるなど、活発な意見交換が行われた。PSIに関する豪、日本、米による詳細な説明が他の参加者から歓迎され、PSIの様々な側面に関し、有益な意見交換がなされた。また、協議の締めくくりには議長サマリーがまとめられ、発表された。

13オーストラリア・グループ(AG):化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。33カ国で構成される。1985年設立。

14ミサイル技術管理レジーム(MTCR):大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段(宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機)並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。33カ国が参加(2003年11月時点)。

15ワッセナー・アレンジメント(WA):ココムが発展解消し、その後継として1996年設立された、(1)通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2)グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。2003年12月現在、33カ国が参加。

16ハーグ行動規範(HCOC):輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのをくい止めることはできないとの観点から、2002年11月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。2004年2月現在、112カ国が参加。

17G8グローバル・パートナーシップ(G8GP):G8は、2002年のカナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器、すなわち核、化学、生物の各兵器、及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とするもの(優先分野は、退役原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4つ)。G8は、本構想の下で協力事業の円滑な実施を図るために、事業の実施に関する「指針」を策定すると共に、今後10年間にわたって200億米ドルを上限に資金協力を行うことを努力目標として掲げた。日本は、本パートナーシップの中で、当面、退役原潜解体事業のために1億ドル余りをあて、また、核弾頭から発生する余剰プルトニウム処分のために1億ドルを拠出することとしている。

18国際監視制度施設(IMS):国際監視制度はCTBTの遵守を検証する制度であり、世界337カ所に設置される4種類の監視観測所(地震学的監視観測所、放射性核種監視観測所、水中音波監視観測所及び微気圧振動監視観測所)により、CTBTにより禁止されている核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度。

8 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

政策所管局課（室） 通常兵器室

評価年月日 平成 17 年 6 月

<p>政策の目的</p>	<p>テロリスト・犯罪者等への武器の流出・拡散を防止し、国際社会の平和と安定に寄与すること。紛争終了後の国家や地域の開発・発展の促進。</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>小型武器が 90 年代に起きた 49 の紛争の内 47 において使用され、毎年 50 万人以上の死者を出しているように、地雷や小型武器などの通常兵器は「事実上の大量破壊兵器」として現実に多くの人を殺傷している。また、紛争で使用された武器が非合法に取引され治安の回復が遅れたり、紛争時に埋設された残存地雷が新たな犠牲者を生むなど、通常兵器問題は紛争後における社会経済開発の阻害要因ともなっている。このように、小型武器や地雷の問題は安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急の課題となっている。</p> <p>【必要性】</p> <p>上記のような問題意識を受けて、広範に流通・拡散するおそれのある小型武器や地雷の規制は一国のみで取り組むことは困難であることから、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題として位置づけられている。</p> <p>わが国としては、テロリストや国際犯罪組織等への武器の移譲を阻止することはわが国の安全保障の強化や治安の確保にもつながることから、通常兵器の非合法な取引や武器の流出・拡散の防止にかかる多国間、地域、二国間での協力を積極的に促進していく必要があると考えている。また、武器輸出三原則等に見られる平和外交の一環として、道義的・人道的観点からも通常兵器の被害者への支援を進め、紛争後の国家の復興開発を視野に入れた「平和の構築」に貢献していく必要がある。</p> <p>【政策の概要】</p> <p>上述の通り、地雷・小型武器をはじめとする通常兵器への対応の緊急性・重要性は極めて高く、その解決のためには、武器の取引や使用を規制する国際的枠組みの構築に貢献するとともに、被害者への支援や武器の回収・除去といった具体的なプロジェクトの実施に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 国際的な枠組みの構築：</p> <p>わが国は平成 7 年以降、ほぼ毎年、国連総会に小型武器決議案を提出し、国際世論を高めるとともに、小型武器問題の解決に向けた処方箋を提示してきた。さらに、国連により開催されている小型武器に関する専門家会合、国際会議において一定の役割を果たし、この問題に取り組んできている。具体的には、「国連小型武器政府専門家パネル」および「国連小型武器政府専門家グループ」（議長は、堂之脇光朗元外務省参与）、国連小型武器中間会合（議長は、猪口邦子前軍縮代表部大使）を通じ、会議において採択された文書の交渉をとりまとめるなどの貢献を行ってきている。</p> <p>(2) 現場におけるプロジェクトの実施：</p> <p>わが国の地雷対策については、平成 10 年に提唱した犠牲者ゼロ・プログラムの推進により 30 カ国以上の地雷被害国が裨益しており、引き続きこのような努力を行っていく必要がある。また、小型武器問題については、武器規制のキャパシティビルディングの推進や武器の回収・廃棄等の実施等が地域の安定と発展に繋がるよう平和の定着の観点からの複合的な取組を強化していく必要がある。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>【国際的な枠組みの構築】</p> <p>(1) 地雷による人道的被害を削減するためには、その生産、保有、使用、移譲を禁止する必要があることから、出来るだけ多くの国が対人地雷の全面的な禁止を謳っている対人地雷禁止条約（オタワ条約）を締結すること（オタワ条約の普遍化）が重要であり、わが国としてオタワ条約未締約国に早期締結を働きかけていく必要がある。</p> <p>(2) 小型武器の分野では、国際的な枠組みの整備がまさに行われているところであり、わが国としては、国連小型武器行動計画の履行を目的とした国連を中心とする制度的枠組み作りに積極的な提言を行っていく必要がある。その具体的取り組みとして、わが国は、トレーシング（非合法武器の取り締まりを強化するための武器の追跡に係る国際的取り組み）やブローカリング（非合法な武器ブローカー（仲介者）取引の規制に係る国際的取り組み）に関する非公式会合をはじめとする関連の国際会議において建設的な提言を行うとともに、国連総会での小型武器決議を通じて、</p>

	<p>わが国は国際社会が今後どのように小型武器問題に取り組んでいくべきかを示す具体的な処方箋を国際社会に提示している。</p> <p>(3) 対人地雷および小型武器のほか、非人道的と見られる通常兵器（対戦車地雷等）に関しては、各国の国防上の安全を犠牲にすることなく、その規制を実現することが重要である。わが国としては、このような通常兵器の使用の規制・禁止を目指した特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）¹の枠組の検討、特に、現在数年に亘って議論されている対戦車地雷の問題に対し早期結論を得、新たな法的拘束力を持つ文書の作成に、積極的な提言を行っていくことが重要と考えている。</p> <p>【現場におけるプロジェクトの実施】</p> <p>(1) 対人地雷は人道的被害をもたらすばかりでなく、紛争終了後の復興開発の障害となっていることから、地雷埋設国の開発を促進するには地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育への支援が重要である。</p> <p>(2) 小型武器は紛争を長期化、激化させるだけでなく、紛争終了後の人道援助活動や復興活動を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長させる原因となっていることから、(イ)余剰小型武器の回収支援、(ロ)関連国内法整備・輸出入管理行政等のキャピビル支援、(ハ)DDR（武装解除：Disarmament, 除隊：Demobilization, 社会復帰：Reintegration）、といったプロジェクトへの支援が必要。</p>																		
<p>外部要因</p>	<p>(1) 通常兵器問題は、ドナー国（あるいは被害国）一国のみで解決できる問題ではない。武器の生産、使用、取引等に関する多国間交渉においては、問題解決に向けた各国の意志と協力、また、各国の安全保障政策が影響する。</p> <p>(2) 小型武器回収プロジェクトの実施には、紛争後の治安がある程度安定していることが必要であり、また、対象が武器であることから相手国政府の軍・警察等の協力の程度によっても影響を受ける。</p> <p>(3) 地雷対策支援の検討には、相手国（地雷被害国）政府の受け入れ体制が大きく影響する。</p> <p>(4) オタワ条約の普遍化への取組は、相手国における対人地雷問題の優先度や国防政策によってその効果が左右される。</p> <p>(5) CCW への取組においては、一般的に通常兵器は国防上必要なものであるが、各国の国防上の必要性および観点は、それぞれの国が置かれている状況により異なり、特に新たな法的拘束力を持つ文書の検討の際には右状況の相違はコンセンサス形成に大きな影響を与える。</p>																		
<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="448 1196 1305 1272"> <tr> <td>予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円 通常兵器室主管ではないが（主管：経済協力局、国際社会協力部等）、小型武器・地雷対策関連支援（対人地雷対策無償30億円を含む）。</p> <table data-bbox="448 1391 1305 1503"> <tr> <td>小型武器</td> <td>約67億円</td> <td>約42億円</td> </tr> <tr> <td>地雷</td> <td>約39億円</td> <td>約24億円</td> </tr> <tr> <td>国際会議費</td> <td>6,856千円</td> <td>6,426千円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 1536 1305 1612"> <tr> <td>人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度 2</td> <td>平成16年度 3.5</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p>	予算	平成15年度	平成16年度				小型武器	約67億円	約42億円	地雷	約39億円	約24億円	国際会議費	6,856千円	6,426千円	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 2	平成16年度 3.5
予算	平成15年度	平成16年度																	
小型武器	約67億円	約42億円																	
地雷	約39億円	約24億円																	
国際会議費	6,856千円	6,426千円																	
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 2	平成16年度 3.5																	
<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型武器や地雷問題等についての国際的枠組みの構築 ・小型武器や地雷問題等への具体的解決に向けたわが国の貢献 <p>(1) 小型武器や地雷問題等についての国際的枠組みの構築</p> <p>(イ) 小型武器</p>																		

¹ 特定通常兵器使用禁止制限条約：過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を規制する条約。枠組条約と5議定書で構成されている。（枠組条約と議定書I～IIIは、1983年12月発効。改正議定書IIIは、1998年12月発効。議定書IVは、1998年7月発効。議定書VIは、2003年11月に採択され、発効には至っていない。）現在、わが国およびアメリカ合衆国を含む97ヶ国が枠組条約の締約国となっている。（2004年末現在）

わが国が提出している小型武器決議（平成 16 年採択）によって、平成 18 年に開催が決定している国連小型武器行動計画履行検討会議およびその準備会合の日程が決定されると共に、新たに平成 19 年までに非合法的な武器ブローカー取引を規制するための政府専門家会合の立ち上げが決定された。ブローカリングは、トレーシングと並んで平成 13 年に採択された国連小型武器行動計画のフォローアップ事項として取り上げられており、非合法的な小型武器取引規制への具体的取組が一步前進した。

(ロ)地雷

対人地雷については、対人地雷禁止条約（オタワ条約）という既存の国際的枠組みをより普遍的にするため、未締結国への条約締結の働きかけを行った。日本を含む国際社会による働きかけの結果、条約発効当時（平成 11 年 3 月 1 日）に 67 カ国だった締約国数は、平成 17 年 3 月現在 144 カ国にまで増加した。これは、対人地雷問題の早期解決に向けてより多くの国がコミットしていることの表れであり、長期的には国際社会の平和と安定に寄与すると考えられる。

(ハ) その他（特定通常兵器使用禁止制限条約〔CCW〕の枠組における進展）

CCW の枠組においては、これまでに、検出不可能な破片を使用する兵器、地雷、ブービートラップおよびその他の類似の装置、焼夷兵器、失明をもたらすレーザー兵器について、使用の禁止や制限を定める議定書が採択されている。また、適用範囲が内乱等の国際的性質を有さない武力紛争へ拡大しているほか、平成 15 年には爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書も採択されている。

現在、新たな通常兵器の規制の強化として、CCW の枠組で対戦車地雷について議論が継続されており、わが国を含む複数の国が新たな法的拘束力を持つ文書の交渉の必要性を主張してきた。対戦車地雷に関する新たな法的文書が採択されれば、右地雷による人道的被害の軽減へとつながり、長期的には、国際社会の平和と安定に寄与し、紛争終了後の国家や地域の開発・発展の促進という政策目的につながる。

(1) 小型武器や地雷問題等への具体的解決に向けたわが国の貢献

(イ) 小型武器関連プロジェクトの実施

() 国連小型武器金を通じたわが国の貢献

南太平洋地域小型武器セミナーは、平成 16 年 8 月、フィジーにおいてわが国、豪州および国連の共催にて開催され、太平洋諸島フォーラム（PIF）諸國中 14 カ国が参加し、政府関係者、国連、UNDP、NGO 等、約 60 名が出席した。このセミナーの開催によって、大洋州地域における小型武器の非合法取引の防止に向けた法整備の向上や「国連小型武器行動計画」の履行の促進が期待される。

() 武器回収プロジェクトの実施

平成 14 年度予算により、カンボジアにおいて実施してきた武器回収プロジェクトは、平成 16 年度末までに 1 万 1000 丁以上の小型武器を回収・廃棄した。その実績を踏まえ、平成 16 年 12 月、約 4.7 億円の拠出を決定した。また、このような活動を広げていくため、平成 17 年 3 月、小型武器問題が最も深刻であるアフリカに対し、UNDP と協力してシエラレオネでの武器回収プロジェクトを実施することが合意された。

(ロ)地雷

日本は「犠牲者ゼロ・プログラム」の下、地雷除去を含む地雷対策支援を積極的に行なってきており、平成 16 年度には、国際機関、NGO、政府機関等に対して約 39 億円の支援を実施した。また、手作業による地雷除去には相当の危険と時間が伴うことから、地雷除去活動の安全性と効率性の向上のために、地雷探知・除去技術の研究開発への支援も行った。平成 16 年 12 月に開催された対人地雷禁止条約（オタワ条約）第 1 回検討会議においては、アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きつつ、平和の構築、人間の安全保障の視点、産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組、の三原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行なうとの新たな地雷政策を表明した。これは、地雷埋設国における紛争終了後の開発・発展に寄与するものである。

【目的と手段の関係の適切性】

わが国は、国際的枠組みの構築への貢献として、国連小型武器決議案の提出やオタワ条約普遍化の促進等に取り組み、今後の小型武器および地雷の被害を未然に防止する努力を行うとともに、現在の被害を回復するための支援を積極的に推進すると、重層的なアプローチをとっている。こうした施策の実施を通して、一定の成果があがっており、地雷および小型武器の被害を削減する目的達成に向け

て適切な手段を講じていると考える。

分析 プロジェクトベースで重点的に取り組んでいるカンボジア等においては、実際に回収された武器の数等が明確になっており、その和平促進には一定の成果を見ることができている。

【今後の課題】

- (1) 地雷問題に関しては、各課・各省がそれぞれの所掌事項・スキームを活用してプロジェクトが行われているが、オールジャパンの取り組みとしてアピールしていくためにも、今後は当室の体制を強化し、政策の企画や総合調整的役割を一層強化していく必要がある。
- (2) 小型武器問題については、軍縮分野では比較的新しい問題であるため、各国・国際機関等から新しい取り組みやイニシアティブが出されている中、これらの動きをフォローするとともに、積極的な提言を行っていく必要がある。

**【政策への反映】
(予算、機構・定員
要求への反映)**

- 【一般的な方針】**
次年度は、国際的な枠組みの構築に関する国際的な議論に対し積極的な貢献を行っていくと同時に、その成果を、具体的なプロジェクトに反映させていくなど、有機的に両者を推進していく。具体的には以下の通り。
- (1) 国際的な枠組みの構築へのわが国の課題としては、平成17年6月の小型武器トレーシング作業部会（国際文書合意）、7月の国連小型武器中間会合（2年に一度、小型武器行動計画の運用状況をレビュー）、その後立ち上げられる予定のブローカリング政府専門家会合（今後のブローカー規制の枠組みを検討）、平成18年6月の国連小型武器行動計画検討会議（5年に一度）と、小型武器問題への取組において今後の重要な指針を設定していく国際会議が予定されており、わが国としてもこれらの議論に積極的に参加・貢献していく。
 - (2) 具体的プロジェクトの推進においては、地雷対策に関して、前述の新地雷政策を基軸としつつ、アジア、アフリカ、中東における地雷の被害が深刻な国を中心に地雷除去、地雷回避、被害者支援のプロジェクトを積極的に発掘・実施していく。また、小型武器に関しても、平成17年は「アフリカの年」と言われる国際的潮流を踏まえ、小型武器重被害地域であるアフリカを中心に、小型武器回収や関連のキャパビル・プロジェクトを積極的に推進していく。
 - (3) 地雷対策については、これまでと同様の規模で良質な案件の発掘実施に積極的に努めるとともに、省内・省外に存在する様々な支援スキームを有機的且つ効率的に活用できるよう当室の調整役としての役割を強化する。

【事務事業の扱い】

オタワ条約の普遍化への取組	今のまま継続
小型武器の非合法取引の防止に対する国連の取組への積極的参加	今のまま継続
CCW（特定通常兵器使用禁止制限条約）への取組	今のまま継続
地雷対策・被害者支援への貢献、小型武器関連プロジェクト等の実施（含む、途上国での啓蒙等を目的とするセミナー、ワークショップの開催）	拡充強化

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

- (1) 対人地雷政策に関する政策評価【別添抜粋】
《全文は外務省HPにて公表 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryoyouka.html>》
- (2) 第159回国会衆議院憲法調査会公聴会議録より抜粋（猪口上智大学法学部教授発言）
「・・・日本は、昨年〔平成15年〕七月、最初の小型武器軍縮実施のための国連会合の議長国に選任されましたが、これは日本が国連で獲得したこの種の初めての議長職であり（中略）猛烈な外交協議を連日繰り返して、ついに、大国も小国も、世界が全会一致でこの議長総括を添付した報告書を採択することを実現いたしました。現在、この国連会合を受けて、世界各地で具体的な小型武器軍縮への措置が講じられ始めています。・・・（中略）通常兵器につきまし

	<p>ては、先程ご説明申し上げましたが小型武器のほかに、対人地雷禁止条約の普遍化を目指す有力な国として活動しておりますし、小型武器については、先程申し上げたように、世界的なリーダーシップをとっている分野であります。その他の通常兵器につきましても積極的に推進していると考えられますので、一般的に世界は、軍縮の分野で日本が発言するときには特別の敬意を持って聞こう、そういう対応をしてきてくれていると考えられます。また、その分野で日本に特別の役割を果たしてもらいたいという主張がある、世界の側において期待があると考えております。……(中略)軍備の登録制度におきましては、日本はやはり主導的な立場をとっております。これは、そもそも日本の提案によって国連においてようやく推進されるようになった分野の一つでございますので、小型武器と並んで軍備の登録制度は伝統的に熱心に推進してきた方でございます。(以下略)」</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国がイニシアティブをとっている本政策において、特に通常兵器の規制に関する枠組みの構築等に向けた実績と進展がみられる。 ・ 政策目的との関係では分析が困難であるが、評価にあたっての切り口も適切であり、成果がわかりやすく説明されている。 ・ 今後の課題、評価を踏まえた政策の方向性は明確かつ具体的である。

事務事業の評価

事務事業名	対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>オタワ条約の締約国数を増やすことは、対人地雷の全面禁止を真に普遍的かつ実効的なものにするという意味で、国際社会の平和と安定に影響を与えるものである。普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止を実現するためには、できるだけ多くの国がオタワ条約を締結すること、すなわちオタワ条約の普遍化が重要であり、わが国としてこれに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 平成16年度は、単独あるいは他国とともに、アジア・太平洋地域の未締結国（21か国）に対し、オタワ条約の早期締結を働きかけた。</p> <p>(2) セミナーや国際会議等の場において、わが国は、ステートメント等を通じてオタワ条約普遍化の促進の意義を強調した。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>対人地雷問題は各国の安全保障にも関わることから、必ずしも条約締結の働きかけによって具体的な効果が即座に出るわけではなく、平成16年度の実績によって目に見える成果がすぐに現れているわけではない。しかし、未締結国による対人地雷の輸出モラトリアムや年次報告書の自発的提出で示されるように、未締結国がオタワ条約の精神を尊重するという点で有効であったと言える。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：多国間や二国間の会合や会談等のあらゆる機会を捉えて、未締結国のオタワ条約早期加入を働きかけていく。)</p>
	理由	<p>オタワ条約発効時（67カ国）に比べれば、締約国数は倍増しており（144カ国）これまでの条約普遍化の努力は一定の成果を挙げた。しかし、更なる普遍化には長期的な取組が必要であり、特に締約国数の少ないアジアおよび中東地域における働きかけを強化する。</p>

事務事業の評価

事務事業名	小型武器の非合法取引の防止に対する国連の取組への積極的参加	
施策内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>小型武器の分野では、国際的な枠組みの整備がまさに進められているところであり、わが国としては、国連小型武器行動計画の履行を目的とした国連を中心とする制度的枠組み作りに積極的な提言を行っていく必要がある。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) わが国は、平成16年度も、南ア、コロンビアと3カ国共同提案で、小型武器決議案を総会に提出しコンセンサスで採択され、新たに今後の国連としての取組を画定した。</p> <p>(2) 小型武器のトレーシング（追跡）に関する国際文書を策定する作業部会の3回の会合に出席、採択された文書のとりまとめに貢献した。（トレーシングとは非合法に流通している武器が回収あるいは押収された場合、それらの武器が如何なるルートにて、武器製造国あるいは輸出国から流出したかを追跡することで、国際文書を作成し、共通のシステム作りをおこなうことで、非合法的な小型武器の国際的な流通を規制しようとするものである。）</p>	
具体的成果（有効性）	<p>平成16年に採択された小型武器決議によって、平成18年に開催が決定している国連小型武器検討会議、およびその準備会合の日程が決定されると共に、新たに平成19年までに非合法的なブローカー取引を規制するための政府専門家会合の立ち上げが決定された。ブローカリングは、トレーシングと並んで国連小型武器行動計画のフォローアップ事項として取り上げられており、これまで国連においては非公式協議が続けられてきたが、正式に政府専門家会合の設置に言及されたことにより、非合法的な小型武器取引規制への具体的取組が一步前進した。トレーシングの作業部会は、本年6月に最終会合を迎え、国際文書が採択された。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：これまでの取組によって一定の成果があがっているが、小型武器問題の解決には長期的な取組が必要であることから、現在の取組を引き続き継続する。)</p>
	理由	<p>小型武器決議は平成7年以降ほぼ毎年、わが国が国連総会に提出しており、国連での取組の指針を示してきた。小型武器問題に対する取組で主導的な役割を果たしてきたわが国は引き続き、積極的に参加してゆく。</p>

事務事業の評価

事務事業名	CCW（特定通常兵器使用禁止制限条約）への取組	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>対人地雷および小型武器のほか、非人道的と見られる通常兵器（ブービートラップ等）に関しては、各国の国防上の安全を犠牲にすることなく、人道上の観点から、その使用の規制を実現することが重要である。このような通常兵器の使用の規制・禁止を目指した特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）²の枠組においては、1980年CCW枠組条約とともに議定書（検出不可能な破片を利用する兵器の使用禁止）議定書（地雷、ブービートラップおよび他の類似の装置の使用の禁止又は制限）議定書（焼夷兵器の使用の禁止又は制限）が採択された。平成7年には議定書（失明をもたらすレーザー兵器の使用禁止）が採択され、平成8年には、適用範囲をいわゆる内乱等国際的性質を有しない武力紛争へ拡大し、地雷の使用規制の大幅強化等が織り込まれた改正議定書が採択された。最近では、平成15年に爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書が採択されている。</p> <p>現在は、数年に亘って対戦車地雷の問題について議論が行われているところ、早期に結論を得て、新たに法的拘束力を持つ文書の作成する必要がある。この問題について、わが国は、条約の内容を受け入れ可能なものにしていくとともに、武器輸出三原則に見られるわが国の平和外交や通常兵器分野における指導的役割に鑑み、積極的な貢献が期待されている。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>CCWに関して、平成16年度は、全3回の政府専門家会合と締約国会議および改正議定書II年次会合が開催された。右関連会合においては、対戦車地雷の規制、クラスター弾の規制、遵守メカニズムの導入についての議論が行われたが、わが国は軍事専門家を含む代表団を派遣し、わが国の具体的取組等の紹介や、議場内のみならず2国間協議の場を積極的に設定し、あらゆる機会においてわが国の見解を説明し意見交換を行う等、議論の進展に貢献を行った。</p>	
具体的成果（有効性）	平成14年以降議論がなされている対戦車地雷の問題に関し、わが国は、個別の論点に関する議論に積極的に参加しつつ、法的拘束力を持つ新たな文書の交渉の必要性を主張してきた。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針： 早期に新たな議定書採択に向け、会合での貢献や、各国への働きかけを強化し現在の取組を継続する。）</p>
	理由	対戦車地雷による人道的被害を軽減するために新たな国際的文書を作成するという目的に向けて、関心国とともに議定書交渉に向けた働きかけを強化し、妥協点を探ることが重要である。

² 特定通常兵器使用禁止制限条約：過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を規制する条約。枠組条約と5議定書で構成されている。（枠組条約と議定書I～IIIは、1983年12月発効。改正議定書IIは、1998年12月発効。議定書IVは、1998年7月発効。議定書VIは、2003年11月に採択され、発効には至っていない。）現在、わが国およびアメリカ合衆国を含む97ヶ国が枠組条約の締約国となっている。（2004年末現在）

事務事業の評価

事務事業名	地雷対策・被害者支援への貢献、小型武器関連プロジェクト等の実施（含む、途上国での啓蒙等を目的とするセミナー、ワークショップの開催）	
施策の内容及び必要性	<p>【内容・必要性】</p> <p>本施策は、被害者への人道支援とともに、地域の治安や復興開発の阻害となっている小型武器や対人地雷への対策を実施することを内容としており、地域の開発・発展を促進するものとして必要である。</p> <p>【平成16年度の実績】</p> <p>(1) 小型武器</p> <p>平成16年度は、南太平洋諸国を対象とした小型武器セミナーを国連等とともに開催したほか、武器回収プロジェクトについては、カンボジアへの追加拠出、シエラレオネへの新規拠出が決定された。</p> <p>(2) 地雷</p> <p>地雷対策支援については、スリランカ、カンボジア、アンゴラ、モザンビーク、スーダン等の地雷埋設国において、二国間援助のほか、NGOや国際機関を通じて地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育への支援を実施した。</p> <p>また、平成16年12月には、地雷対策支援を促進するために、「アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きつつ、平和の構築への貢献、人間の安全保障の視点の重視、産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取り組み、の3原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行っていく」との新たな支援方針を表明した。</p> <p style="text-align: right;">【支援実績別添】</p>	
具体的成果（有効性）	<p>(1) 小型武器</p> <p>(イ) セミナーの開催によって、政府関係者のみならず国際機関やNGO等の活発な参加を得て有意義な意見交換が行われた結果、大洋州地域における小型武器の非合法取引の防止に向けた法整備の向上や「国連小型武器行動計画」の履行の促進に向けて、より一層深い理解につながると期待される。</p> <p>(ロ) また、平成14年度予算によりカンボジアにおいて実施してきた武器回収プロジェクトは、平成16年度末までに1万1000丁以上の小型武器を回収・廃棄した。</p> <p>(ハ) 平成15年以来実施されてきたDDRプロジェクトは、平成17年1月20日現在、約3万2000名の武装・動員解除を達成し、平成16年12月末時点で約90%の重火器が国防省の下に集中管理される成果を挙げた。</p> <p>(2) 地雷</p> <p>(イ) 地雷支援に関しては、平成10年に表明された「犠牲者ゼロ・プログラム」の下、対人地雷対策無償を含め、平成15年9月までに31カ国において186のプロジェクト（約160億円）を実施するなど、これまでも着実に地雷支援がなされてきたが、地雷対策支援の新たな方針が策定されたことにより、紛争終了国における復興開発の促進、地雷被害者の能力強化、地雷除去作業の安全性および効率性の向上等のより一層の効果が期待される。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：地雷対策、小型武器関連とも、規模・内容の双方においてプロジェクトの推進をより強化する。)</p>
	理由	<p>上記プロジェクトの実施により、一定の効果は挙がっているが、人道および開発の観点から小型武器・地雷の被害をより削減していくとの目的達成に向けて、現場におけるプロジェクトを強化していく。</p>

【参考資料】

オタワ条約第1回検討会議（概要と評価）平成16年12月3日

貼りだし 第59回国連総会小型武器決議の採択

国連小型武器トレーシング OEWG 第1, 2回実質会合（概要と評価）

小型武器に関する国連安保理公開討論における川口総理補佐官演説

南太平洋地域小型武器セミナー（概要と評価）

記事資料（3）K203 アフリカに対する「平和の定着」支援について

記事資料（3）K231 シエラレオネ共和国の「開発のための武器回収計画」に対する無償資金協力について

カンボジア小型武器管理日本支援チーム（JSAC）ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。